６　建築物における清掃業務に関する従業員数調書

申請者の商号又は名称：

令和５年11月１日現在

職種	常時雇用する従業員（A）	臨時・パート(B)	合計人数（A＋B）
役員			
事務			
技術（清掃・免許あり）※3			
技術（その他・免許あり）			
その他（清掃・免許なし）			
その他（その他・免許なし）			
市内合計	0人	0人	0人

※1「建築物における清掃業務」に登録がある場合のみ必要。
※2鹿児島市内に設置の営業所等で常時雇用する従業員及び臨時パートについて全員分記入すること。
※3「技術（清掃・免許あり）」には、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく有資格者〔ビルクリーニング技能士１級、清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者、建築物清掃管理評価資格者（インスペクター）〕でかつ、清掃作業従事者研修を受講した者の数を記載すること。
※4「その他（清掃・免許なし）」は、※3に該当しない者で、清掃作業従事者研修を受講した清掃作業従事者の数を記載すること。
※5「常時雇用する従業員数」とは、「鹿児島市内の営業所等における正規雇用者で雇用保険加入者」を指す。
※6「臨時・パート」は、※５以外の従業員とする。

研修実施の証明書有無	
研修受講人数	
うち市内人数	

９ 障害者雇用報告書　　（雇用義務はないが雇用している事業者用）

身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況を報告します。

令和　5年　11月　　日

鹿児島市長殿

申請者の商号又は名称			
除外率			0
(1) 常用雇用労働者の数			
	①	常用雇用労働者の数（短時間労働者を除く）	
	②	短時間労働者の数	
	③	常用雇用労働者の数(①＋(②×0.5))	
	④	法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数	
(2) 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数			
	⑤	重度身体障害者の数	
	⑥	重度身体障害者以外の身体障害者の数	
	⑦	重度身体障害者である短時間労働者の数	
	⑧	重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数	
	⑨	身体障害者の数 (⑤×2)+⑥＋⑦＋(⑧×0.5)	
	⑩	重度知的障害者の数	
	⑪	重度知的障害者以外の知的障害者の数	
	⑫	重度知的障害者である短時間労働者の数	
	⑬	重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数	
	⑭	知的障害者の数 (⑩×2)+⑪＋⑫＋(⑬×0.5)	
	⑮	精神障害者の数	
	⑯	精神障害者である短時間労働者の数	
		⑰　⑯のうち、次のいずれかに該当する者の数(ｱ+ｲ)	
		ア令和2年6月2日以降に雇い入れられた者	
		イ令和2年6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること	
	⑱	精神障害者の数 ⑮＋{（⑯−⑰）×0.5}+⑰	
(3)		計 ⑨＋⑭＋⑱	
(4)		実雇用率 (3)/④×100	

＊「建築物における清掃業務」に登録がある場合のみ必要。
＊ 空欄を記入してA4の用紙で提出してください。

＊ この報告書は、身体障害者及び知的障害者等の雇用をしている事業者において、法定雇用障害者が1人以上となる規模(43. 5人以上)の事業者(障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第7条及び8条の規定に基づく「障害者雇用状況報告書」の提出が必要)でない事業者において身体障害者及び知的障害者等の雇用をしている場合に提出してください。

＊ ⑤、⑥、⑩、⑪、⑮欄には、週の所定労働時間が30時間以上の常用雇用労働者の数を記入すること
＊ 短時間労働者・・・週の所定労働時間が20時間以上30時間未満